

石川県 PPP/PFI 手法導入検討規程

1 目的

本規程は、PPP/PFI 手法導入の検討を行うにあたって必要な手続を定め、PPP/PFI 手法により効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進め、県民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保することを目的とする。

2 定義

本規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) PFI 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）
- (2) 公共施設等 PFI 法第 2 条第 1 項に規定する公共施設等
- (3) 公共施設整備事業 PFI 法第 2 条第 2 項に規定する公共施設等の整備等に関する事業
- (4) 利用料金 PFI 法第 2 条第 6 項に規定する利用料金
- (5) 運営等 PFI 法第 2 条第 6 項に規定する運営等
- (6) 整備等 建設、製造、改修、維持管理もしくは運営またはこれらに関する企画をいい、県民に対するサービスの提供を含む
- (7) 導入検討 本規程に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するにあたって、多様な PPP/PFI 手法の導入の適否を検討すること

3 導入検討の対象とする事業（以下「対象事業」という。）

次の(1)及び(2)に該当する公共施設整備事業を導入検討の対象とする。

- (1) 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
 - ア 建築物またはプラントの整備等に関する事業
 - イ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業
- (2) 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業
 - ア 施設整備費の総額が 10 億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
 - イ 単年度の運営等に関する事業費が 1 億円以上（運営等のみを行うものに限る。）

4 対象事業の例外

次に掲げる公共施設整備事業は、導入検討の対象から除くものとする。

- (1) 既に整備等の手法が決定している公共施設等整備事業（従来型手法による実施が決定している場合を含む）
- (2) 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- (3) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

5 導入検討の開始時期

新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合に導入検討を行うものとし、併せて総務部管財課に協議するものとする。

6 適切な PPP/PFI 手法の選択

導入検討の対象となる公共施設整備事業について、次の 8 の第一次検討又は 9 の第二次検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な PPP/PFI 手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

7 検討の省略

採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、それぞれ次に定めるところにより、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

(1) 指定管理者制度

次の 8 の第一次検討及び 9 の第二次検討の省略

(2) 民間事業者から PPP/PFI に関する提案があった場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法

次の 8 の第一次検討を省略し、9 の第二次検討を実施

8 第一次検討

(1) 定性評価

別紙 1 の PPP/PFI 手法定性評価調書により、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価するものとする。

但し、本県において、採用手法の過去の実績が十分である等の場合は、定性評価を省略し、(2)の定量評価を行うことができるものとする。

ア 類似施設での導入実績

イ 民間ノウハウの活用可能性

ウ 民間事業者の参画意向

エ 住民サービスの向上可能性

オ 事業目的の達成実現性

カ 制度的制約

(2) 定量評価

8 (1)の定性評価において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、別紙 2 の PPP/PFI 手法定量評価調書により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

6 において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

ア 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用

イ 公共施設等の運営等の費用

ウ 利用料金収入

- エ 資金調達に要する費用
- オ 調査に要する費用
- カ 民間事業者の適正な利益及び配当

9 第二次検討

8 (2)の定量評価において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用することなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の検証を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

10 第一次検討の結果の公表

8の第一次検討の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期に県のホームページで公表するものとする。

- (1) PPP/PFI手法を導入しないこととした旨及び8(1)の定性評価を行った場合の結果（PPP/PFI手法定性評価調書の内容）
PPP/PFI手法を導入しないこととした後、適切な時期
- (2) 8(2)の定量評価を行った場合の結果（PPP/PFI手法定量評価調書の内容）
入札手続の終了後等、適切な時期

11 第二次検討の結果の公表

9の第二次検討の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期に県のホームページで公表するものとする。

- (1) PPP/PFI手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項
PPP/PFI手法を導入しないこととした後、適切な時期
- (2) 8(2)の定量評価を行った場合の結果（9の第二次検討の結果を踏まえて更新した場合は当該更新した後のもの）
入札手続の終了後等、適切な時期

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

PPP/PFI 手法定性評価調書

評価項目	評価
類似施設での導入実績	
民間ノウハウの活用可能性	
民間事業者の参画意向	
住民サービスの向上可能性	
事業目的の達成実現性	
制度的制約	
結論	

PPP/PFI 手法定量評価調書

	従来型手法 (公共施設等の管理者が 自ら整備等を行う手法)	採用手法 (候補となるPPP/PFI手法)
整備等（運営等を 除く。）の費用		
<算出根拠>		
運営等の費用		
<算出根拠>		
利用料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査費用		
<算出根拠>		
税金		
<算出根拠>		
民間事業者の適正な利益 及び配当（税引後損益）		
<算出根拠>		
合計		
合計 (現在価値)		
財政支出削減率		
その他 (前提条件等)		

PPP/PFI 手法定量評価調書記載の根拠

(1) 従来型手法による場合の費用の算定根拠

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	
公共施設等の運営等の費用	
利用料金収入	
資金調達に要する費用	
調査に要する費用	
民間事業者の適正な利益及び配当	

(2) 採用手法を導入した場合の費用の算定根拠

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	
公共施設等の運営等の費用	
利用料金収入	
資金調達に要する費用	
調査に要する費用	
民間事業者の適正な利益及び配当	

(3) その他の仮定

事業期間	
割引率	